

2024 西南健発第 6 4 号
公 告 第 3 3 号
令和 6 年 1 0 月 1 8 日

東京都渋谷区南平台町 3 番 8 号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理 事 長 高 橋 遠



「組合会議員選挙執行規程」「組合会会議規則」「個人情報保護管理規程」
「けんぽ共同健診利用規程」の一部変更について

このたび、下記のとおり規程の一部変更をしましたので、公告いたします。

記

1. 下記規程の一部を令和 6 年 1 2 月 2 日より、別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。
「組合会議員選挙執行規程」
「組合会会議規則」
「個人情報保護管理規程」
「けんぽ共同健診利用規程」

以 上

新 旧 条 文 対 照 表

(組合会議員選挙執行規程)

新 条 文	旧 条 文
(選挙人名簿の調製) 第 4 条 理事長は選挙人名簿を選挙期日前 5 日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、選挙に支障のない限り、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者等記号・番号及び性別を記載しなければならない。 3 選挙人名簿は、第 1 4 条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。 4 第 1 項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は、直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。 別記第 1 号様式 (選挙人名簿) 別記第 2 号様式 (組合会議員候補者届出) 別記第 3 号様式 (組合会議員候補者推せん届)	(選挙人名簿の調製) 第 4 条 理事長は選挙人名簿を選挙期日前 5 日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、選挙に支障のない限り、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、被保険者証の記号番号及び性別を記載しなければならない。 3 選挙人名簿は、第 1 4 条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。 4 第 1 項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は、直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。 別記第 1 号様式 (選挙人名簿) 別記第 2 号様式 (組合会議員候補者届出) 別記第 3 号様式 (組合会議員候補者推せん届)
附 則 この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。	

【新条文】

別記第1号様式（選挙人名簿）

（実物はA4縦）

東京西南私鉄連合健康保険組合会議員選挙			
第何投票区選挙人名簿			
年 月 日 執行	選挙人氏名	生 年 月 日	性 別
被保険者等記号・番号			

別記第2号様式（組合会議員候補者届出）

（実物はA4縦）

選挙長 殿		令和 年 月 日	
東京西南私鉄連合健康保険組合		立候補者名	
互選議員候補者届			
被保険者等	記号	番号	被保険者資格取得年月日
事業所名	所属部署役職名		大昭平 年 月 日
フリガナ候補者氏名	事業所連絡先		Tel. - -
生 年 月 日	明大昭平 年 月 日生	年齢	満 歳
候補者住所	〒 - -	性別	男・女

上記のとおり推せん届を別紙添えて立候補の届出をいたします。

受 理 令和 年 月 日

別記第3号様式（組合会議員候補者推せん届）

（実物はA4縦）

選挙長 （氏 名） 殿		令和 年 月 日執行 令和 年 月 日提出	
東京西南私鉄連合健康保険組合会議員			
互選議員候補者推せん届			
被保険者等	記号	番号	
候補者氏名	所属事業所名		

上記の者を組合会議員候補者に推せんいたします。

推 せ ん 者	所属事業所名	備 考

【旧条文】

別記第1号様式（選挙人名簿） (実物はA4縦)

年 月 日 執行				東京西南私鉄連合健康保険組合 会議員選挙			
第何投票区選挙人名簿							
被保険者証の記、番号		選挙人氏名			生 年 月 日		性 別

別記第2号様式（組合会議員候補者届出） (実物はA4縦)

選挙長 殿		平成 年 月 日	
		立候補者名 ㊞	
東京西南私鉄連合健康保険組合 互選議員候補者届			
被保険者証の	記号	番号	被保険者資格 取得年月日
			大昭平 年 月 日
事業所名			所属部署 役職名
フリガナ 候補者氏名			事業所連絡先
		Tel - -	
生 年 月 日	明大昭平 年 月 日生		年齢
		満 歳	
		性別	
		男・女	
候補者住所	〒 - -		Tel - -
上記のとおり推せん届を別紙添えて立候補の届出をいたします。			
受 理 平成 年 月 日			

別記第3号様式（組合会議員候補者推せん届） (実物はA4縦)

選挙長 （氏 名） 殿		平成 年 月 日執行 平成 年 月 日提出	
		東京西南私鉄連合健康保険組合 会議員 互選議員候補者推せん届	
被保険者証の	記号	番号	
候補者氏名			所属事業所名
上記の者を組合会議員候補者に推せんいたします。			
推 せ ん 者	捺印欄	所属事業所名	備 考

(組合会会議規則)

新 条 文	旧 条 文
第1条 議員の席次は、議長の定めるところによる。 2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。 3 議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。 第2条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。 2 会議日程に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。 第3条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に諮りこれを決することができる。 第4条 議員の着席は、議長の合図による。 第5条 議案又は報告書は、開議の前に議長が議員にこれを配布しなければならない。 第6条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。 2 議案又は報告書は、議長が付議する。	第1条 議員の席次は、抽せんで定め、任期のあるものは、その期間これをすえ置く。 2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。 3 議員の定数増加により、選定又は互選された議員の席次は、議長の定めるところによる。 第5条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。 2 会議日程に定めた事項につき当日開議することのできないとき、又はその事項の会議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定めこれを会議に 報告しなければならない。 3 会議日程に定めた事項が終了したときは、議長は、日程の追加をすることができる。 第6条 この規則の疑義その他会議中議題外に起った事項は、議長がこれを決する。ただし、議長において重要であると認める事項は、会議にはかり、これを決することができる。 第2条 議員の着席は議長がこれを報ずる。 第3条 議案又は報告書は、開議前に、議長より議員にこれを配布しなければならない。 第4条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。 2 議案又は報告書は、議長が付議した後、組合の事務員をしてこれを朗読させる。ただし、議長の意見により朗読を省略することができる。 第2章 読 会

新 条 文	旧 条 文
	第7条 議案は、三読会を経て確定する。ただし、議長は、会議にはかり第二読会又は第三読会を省略することができる。 第8条 第一読会においては、議案の大体について審査し、第二読会を開くかどうかを決定しなければならない。 第9条 第二読会においては、議案の条項を逐次審査する。ただし、議長は会議にはかり、各項の順序を変更し、又は数条項を一括し、もしくは一条項を分割して議事に付することができる。 第10条 第三読会においては、議案の全体について議決する。 2 第三読会においては、字句の更正のほか、修正の動議を提出することができない。ただし、議長の許可を受けたときは、これを提出することができる。なお、この場合には、何人以上（例えば、出席議員の過半数）の賛成者がなければ議題としない。 第11条 議案で特に審議を要するものがあるときは、第一読会において、議長は会議にはかり又は会議の議決により委員を互選して、これを審査せしめることができる。 2 前項の規定により、委員に議事を付託したときは、その報告をまって第二読会を開かなければならない。
第2章 動議及び建議 第7条 動議は3人以上の賛成者がなくては、これを議題としない。 第8条 建議案を提出しようとするときは、2人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の	第3章 動議及び建議 第12条 動議は3人以上の賛成者がなくては、これを議題としない。 第13条 建議案を提出しようとするときは、2人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長

新 条 文	旧 条 文
許可を受けて議場において、これを述べることができる。 第 9 条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。 第 10 条 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出することができない。 第 3 章 発言及び討論 第 11 条 議長が開議を宣告しない間は、議員は議案について発言することができない。 第 12 条 議員は、発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。 2 2人以上同じに発言を求めるときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。 3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。 第 13 条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。 第 14 条 討論は、議題外にわたってはできない。 2 議員の討論が、冗長にわたり又は不必要の論議と認められるときは、議長はこれを制止することができる。 第 4 章 採 決	の許可を受けて議場において、これを述べることができる。 第 14 条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなくてはこれを撤回することができない。 第 15 条 動議又は建議であって否決されたものは、その会期中は、再びこれを提出することはできない。 第 4 章 発言及び討論 第 16 条 議長において開議を宣告しない間は、議員は、発言することはできない。 第 17 条 議員は、発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。 2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その1人を指定して発言させなければならない。この場合においては、議員の発言の前後につき異議を申し立てることはできない。 第 18 条 理事が発言を求めるときは、ただちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。 第 19 条 討論は、議題外にわたってはできない。 2 議員の討議が冗長にわたり又は不必要の論議と認められるときは、議長 はこれを制止することができる。 第 20 条 討議がまだ終らなくても、議長において、もはや論旨が尽きたと認めるときは、討論の終局を宣言することができる。 第 5 章 採 決

新 条 文	旧 条 文
第 1 5 条 否決の動議は、修正動議に先だち採決しなければならない。 第 1 6 条 修正の動議は、原案に先だち採決しなければならない。 2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。 第 1 7 条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。 第 1 8 条 議長は、採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。 2 前項の宣告をした後は、その議題については、議員は発言をすることができない。 第 1 9 条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき、可否を表明しなければならない。 第 2 0 条 表決の方法は、起立又は、挙手による。ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。 第 2 1 条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。	第 2 1 条 否決の動議は、修正動議に先だち採決しなければならない。 第 2 2 条 修正の動議は、原案に先だち採決しなければならない。 2 同一の議題について修正の動議が数件提出されたときは、議長において、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。 第 2 3 条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。 第 2 4 条 議長において採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。 2 前項の採決をした後は、その議題については、議員は、発言することができない。 第 2 5 条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき可否を表明しなければならない。 第 2 6 条 表決の方法は起立による。ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。 第 2 7 条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。
第 5 章 秩 序	第 6 章 秩 序
第 2 2 条 議員は、招集に応ずることができず又は招集に応じたが、会議に出席することができないときは、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。 第 2 3 条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。 第 2 4 条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。	第 2 8 条 議員は、招集に応ずることができないとき又は招集には応じたが会場に出席することができないときは、定刻前にその事由を、書面で議長に届け出なければならない。 第 2 9 条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。 第 3 0 条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

新 条 文	旧 条 文
第 2 5 条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終わるまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。 第 2 6 条 議場が喧騒となり、整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。 第 6 章 傍 聴 第 2 7 条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、身分証を受付係に提示して入場しなければならない。 第 2 8 条 傍聴人は、静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。 2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。 第 2 9 条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。 第 3 0 条 傍聴人は、前 2 条に定めたもののほか、すべて議長その他係員の指揮にしたがわなければならない。	第 3 1 条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命にしたがわないときは、当日の会議の終るまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。 第 3 2 条 議場がさわがしくなりそのため整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。 第 7 章 傍 聴 第 3 3 条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、被保険者証又は組合員と認めるに足る書面を受付係に提示した上で入場しなければならない。ただし、被保険者証又は組合員と認めるに足る書面を所持していない場合でも、その旨を受付係に申し出て承諾を受けたときは、入場することができる。 第 3 4 条 傍聴人は静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり若しくはさわがしくしたりその他会議の妨害となるような行為をしてはならない。 2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長は、これを制止し、命にしたがわないときは、退去させることができる。 第 3 5 条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人はただちに退場しなければならない。 第 3 6 条 傍聴人は、前 2 条に定めるもののほか、すべて議長その他係員の指揮にしたがわなければならない。
附 則 この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。	

(個人情報保護管理規程)

新 条 文	旧 条 文
(目 的) 第 1 条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。)、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、東京西南私鉄連合健康保険組合(以下「組合」という。)が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第 2 条 本規程で用いる用語の定義は、本規程で定めがない限り、法及び番号法で定めるところによる。	(目 的) 第 1 条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。)、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、東京西南私鉄連合健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。 (個人情報の定義) 第 2 条 本規程による個人情報とは、法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。 2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条

新 条 文	旧 条 文
2 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドンスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。 3 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第 3 条 組合が取得する個人情報の利用目的は、原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人情報を取得したときは、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。 2 個人情報の利用目的の変更は、前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととし、利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。	第 8 項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。 3 本規程による要配慮個人情報とは、法第 2 条第 3 項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。 4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドンスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。 5 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。 (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第 3 条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表 2 においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公表する。 2 組合は、法第 18 条第 3 項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表 2 により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 3 第 1 項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第 9 条に定める利用範囲において特定しなければならない。 4 第 2 項にかかわらず、特定個人情報については

新 条 文	旧 条 文
(個人データの第三者への提供) 第 4 条 法第 2 7 条第 1 項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、同条第 5 項各号に定める場合において、個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 2 当該個人データが特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第 1 9 条に定める場合を除き、提供してはならない。 3 法第 2 7 条第 1 項各号又は第 5 項各号に定める場合を除き、個人データを第三者(法第 1 6 条第 2 項各号に掲げる者を除く。事項において同じ。)に提供する場合、様式第 1 号に定める記録を作成するとともに、個人データを提供した日から 3 年間保存しなければならない。 4 法第 2 7 条第 1 項各号又は第 5 項各号に定める場合を除き、第三者から個人データの提供を受ける場合、様式第 2 号に定める記録を作成するとともに、個人データの提供を受けた日から 3 年間保存しなければならない。 (個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等) 第 7 条 個人情報取扱責任者は、専務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、保有個人データの開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。	本人の同意有無にかかわらず、番号法第 9 条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。 (個人情報の第三者への提供) 第 4 条 法第 2 7 条第 1 項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第 5 項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第 1 9 条に定める場合を除き、提供してはならない。 3 法第 2 7 条第 1 項各号又は第 5 項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第 1 6 条第 2 項各号に掲げる者を除く。事項において同じ。)に提供する場合、様式第 1 号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から 3 年間保存しなければならない。 4 法第 2 7 条第 1 項各号又は第 5 項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第 2 号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から 3 年間保存しなければならない。 (個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等) 第 7 条 個人情報取扱責任者は、専務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

新 条 文	旧 条 文
2 個人情報保護管理担当者は、常務理事ならびに事務長が就任するものとし、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。 (守秘義務) 第 8 条 役職員及び組合会議員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。 (安全管理措置) 第 9 条 個人データの保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第 7 条に定める安全対策として、個人データの整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第 2 条第 1 項第 1 4 号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。 2 前項に定めるもののほか、個人データへの不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (死者に関する情報の管理) 第 10 条 組合が保有する死者に関する情報は、漏えい等の防止のため、個人データと同等の安全管理措置を講じる。 (個人データの廃棄及び消去) 第 11 条 個人データを廃棄又は消去するときは、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人データを読取不可能な状態にしなければならない。	2 個人情報保護管理担当者は、常務理事ならびに事務長が就任するものとし、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。 (守秘義務) 第 8 条 役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。 (個人情報の管理) 第 9 条 被保険者等の個人情報が記載された文書等(帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。)の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第 7 条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第 2 条第 1 項第 1 4 号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。 2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (死者に関する情報の管理) 第 10 条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じる。 (個人情報の廃棄及び消去) 第 11 条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。 2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は

新 条 文	旧 条 文
2 前項に定めるもののほか、個人データの廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (委託先の監督) 第13条 個人データに関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (外部委託) 第14条 個人データに関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。 (1) 法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。 (2) 個人データを委託業務以外に利用しないこと。 (3) 個人データの漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。 (4) 個人データの漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。 (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約	転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。 3 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (委託先の監督) 第13条 組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (外部委託) 第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。 (1) 法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。 (2) 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。 (3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。 (4) 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。 (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約

新 条 文	旧 条 文
に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7) 組合との直接の契約関係(組合が再委託について許諾している場合を含む。)を伴わない再委託を行わないこと。 (保有個人データの開示)	に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7) 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。 (保有個人データの開示)
第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。 2 組合のレセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。 (保有個人データの訂正及び利用停止等)	第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書(老人医療に係るものを除く。以下「レセプト」という。)の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。 2 組合のレセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。 (保有個人データの訂正及び利用停止等)
第16条 本人から、法第34条第1項に定める訂正等を求められた場合及び法第35条第1項に定める利用停止等を求められた場合は、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。	第16条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)

新 条 文	旧 条 文
(個人情報相談窓口の設置) 第 1 7 条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情 (以下「苦情等」という。)の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。 2 本人から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。 (損害賠償) 第 1 9 条 故意又は重大な過失による個人データの漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。 (漏えい等の事故にかかる対策) 第 2 1 条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ 6 に定める対応並びに地方厚生(支)局への報告を速やかに実施するものとする。	の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。 (個人情報相談窓口の設置) 第 1 7 条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。 2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。 (損害賠償) 第 1 9 条 故意、過失による個人情報の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。 (漏えい等の事故にかかる対策) 第 2 1 条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ 6 に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。 別表 1 健康保険組合等が保有する個人情報 別表 2 健康保険組合の通常業務における利用目的
附 則 この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。	

(けんぽ共同健診利用規定)

新 条 文	旧 条 文
(利用方法) 第 1 1 条 けんぽ共同健診を利用する者は、利用する当日、前条第 1 項の規定により代行機関から交付された関係書類等を健診機関の窓口に提出し、利用するものとする。	(利用方法) 第 1 1 条 けんぽ共同健診を利用する者は、利用する当日、前条第 1 項の規定により代行機関から交付された関係書類と健康保険証を健診機関の窓口に提出し、利用するものとする。
附 則 この規程は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。	